第13849号

主

 \bigcirc

示 要 目 次

生活保護法等に基づく指定施術者の指定

土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除

人事委員会公告

0

0

令和五年度千葉県警察官採用試験 (県内第 回 0) 実施

告

む。 号) 永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七 法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 千葉県告示第二百四十五号 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 生活保護法)の規定により、 附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円 次の施術者を指定施術者に指定した。

和五年六月二十七日

術 千葉県知事 熊 谷 俊 人

石井匠 藤間 氏 阿部哲也 川 あゆ 康二 Ź 名 施 訪問マッサージK はり・きゅ てあて在宅 マッサージR 出張 (訪問) 名 EiROW船橋ス 院癒間 e f う治 マ 鍼灸 e 1 ツ 称 一六 松戸市常盤平陣屋前四 所 船橋市上山町 成田市並 松戸市稔台三の三二の 七 木町 在 <u>・</u> 兀 一三六 天の \mathcal{O} 地 令和四年十月 指 定 年 IJ IJ IJ 月 日 日

(火曜日)

令和5年6月27日

岡村衛 佐藤祐 大野豪之 茂原店 からだ元気治療院 TRIGGER鍼 葵あんま鍼灸院 灸・整骨院神栖院 佐倉市王子台六の二七の二 茂原市高師四九四の 神栖市深芝南 <u>ー</u>の 五の四 IJ IJ IJ

令

和

5

年

6

月

27

日

定

例

千葉県告示第二百四十六号

汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部につい害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該 葉県告示第五百三十九号(土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定)で指定した特定有 て次のとおり指定を解除する。 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和四年千

令和五年六月二十七日

示

千葉県知事

谷

俊

人

に適合していない特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項 指定を解除する区域 野田市野田字谷端三九九番二の一部 セレン及びその化合物 (別図のとおり) の基

三 当該区域において講じられた実施措置 土壌汚染の除去

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百四十七号

ならない区域を次のとおり指定する。 物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、 特定有害

八条第五項第十号に該当する区域である なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第五十

令和五年六月二十七日

地先、一、七一九番の一部、一、七一九番地先、一、七二〇番の一部、 番地先、一、七〇七番の一部、一、七〇七番地先、一、七一三番の一部、一、七一三番 先、字大沼一、六九五番の一部、一、六九五番地先、一、七〇一番の一部、一、七〇一 先、一、七三二番一の一部、 番二地先、 指定する区域 東金市上武射田字下荒久一、四六九番一地先及び一、四七七番一地 一、七二六番の一部、一、七二六番地先、一、七三一番の一部、一、七三一番地 一、七三二番三の一部及び一、七三二番三地先、字上野一、七三七番一の 一、七三二番一地先、一、七三二番二の一部、 千葉県知 熊 一、七二〇番地 一、七三

部、一、八九七番五、一、八九七番五地先、一、八九七番六、一、八九七番六地先、 地先、一、八九六番四の一部、一、八九六番七、一、八九七番二、一、八九七番三の一 九三番二の一部、一、八九三番二地先、一、八九四番一の一部、一、八九四番一地先、 八七二番二地先、一、八七二番三地先、一、八七二番四地先、一、八七二番五地先、 番一地先、一、八二七番二の一部、一、八二八番一地先、一、八三〇番一地先、一、八 番の一部、一、七六四番地先、一、七六五番の一部、一、七六五番地先、一、七六六番 八七八番七地先、一、八八〇番一地先、一、八九三番一、一、八九三番一地先、一、八 七八番一地先、一、八七八番三地先、一、八七八番四地先、一、八七八番五地先、一、 三一番六地先、一、八三二番一地先、一、八三三番一地先、一、八三三番五地先及び の一部、一、七六六番地先、一、七六七番の一部、一、七六七番地先、一、七六八番の 一、八九四番四の一部、一、八九四番四地先、一、八九四番七の一部、一、八九四番七 一、八七四番一地先、一、八七四番三地先及び一、八七四番五地先並びに字道玄一、八 一、八九七番七、一、八九七番八の一部、一、八九七番九、一、八九七番一〇、一、八 一、八三三番七地先、字溜付一、八三四番一地先、一、八三四番三地先、一、八三六番 七七八番一地先、一、七七八番三地先、一、七七九番一地先、一、七八〇番一地先及び 、七九三番一地先並びに下武射田字鴻野一、八二六番一の一部、一、八二六番一地 部、一、七六八番地先、一、七六九番の一部及び一、七六九番地先並びに字大正一、 部及び一、七四九番地先、字出戸一、七六二番地先、一、七六三番地先、一、七六四 地先及び一、八三七番二地先、字北出一、八七一番地先、一、八七二番一地先、一、 一、八二六番二の一部、一、八二六番二地先、一、八二七番一の一部、一、八二七 一、七三八番地先、 七三七番一地先、一、七三七番二の 一、七四四番の一部、一、七四四番地先、一、七四九番の 部、 七三七番二地先、一 七三八番 (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。

一千葉県告示第二百四十八号

四の一部及び一、八九八番四地先(別図のとおり)

土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種

「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

砒素及びその化合物

千葉県告示第五百四十号(土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定 をしなければならない区域の全部について次のとおり指定を解除する。 した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、 令和五年六月二十七日 令和四年

野田字谷端三八二番三の一部、三八二 千葉県知事 一番三地先及び三

指定を解除する区域

八番地先(別図のとお 'n

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第 に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物 一項の基

三 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

事 委 員 会 公 告

令和五年度千葉県警察官採用試験(県内第二回)

の実施

により、令和五年度千葉県警察官採用試験を次のとおり実施する。 職員の採用試験に関する規則 (昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号) 第六条の規定

令和五年六月二十七日

千葉県人事委員会委員長 諸 尚 靖 彦

試験職種、 採用予定時期及び採用予定人員

		3
	一令和六年匹月以降	警察官B(男性)
1		
イ末	利 ア 年 四 月 以	多国人へ対
五二是复	今和5年9月以各	学院 イ (女生)
	3	
一五名程度一	一令和六年匹月以降	警察官A(男性)
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
努用予定/ 員		声懸暗種
見らぎし	見り 記算	定哉

職務の内容

察官としての職務 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する任務に従事する警

九八番二、一、八九八番二地先、一、八九八番三、一、八九八番三地先、一、八九八番 三 給与

の給料及び諸手当が支給される予定である。また、勤務に必要な被服が貸与される。 給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)等の規定により、原則として次 この試験に合格し、大学又は高等学校を卒業した後直ちに採用された者には、 職員の

一三号給	11	IJ	警察官B(男性)及び警察官B(女性)
二九号給	一級	公安職給料表	警察官A(男性)及び警察官A(女性)
号給	職務の級	適用給料表	試 験 職 種

備考 及び警察官B(女性)については高等学校卒業の場合を示してある。 警察官A(男性)及び警察官A(女性)については大学卒業、警察官B (男性)

兀 受験資格

九			Ĺ	1
	(男性)	警察官A	試験職種	
	降	令和六年四月以	採用予定時期	
する大学を卒業した者又は	年法律第二十六号)に規定	一 学校教育法(昭和二十二	学歴	
	後に生まれた男性	平成二年四月二日以	年 齢・性 別	

葉			県			‡	艮				第 <u>1</u>	3	8 4	9 +	号			
五.																		
は次のとおり 試験は第一	(本第八十九g)	十六条各号	日本の国			(女性)	警察官B			(男性)	警察官B	(女性)	警察官A					
と次す試	は、受験できなりの規定による	いまれかに該	[籍を有しない者、			降	令和六年四月以			降	令和六年四月以	降	令和六年四月以					
第二次試験は、第八試験に分けて実施	の宣告を受けている者	び平成十一年改正前の	地方公務員法(昭和二十五年法律			該当しない者	警察官A(女性)の学歴に			該当しない者	警察官A(男性)の学歴に		IJ	あると認める者	該当する者と同等の資格が	二 千葉県人事委員会が一に	業見込みの者	令和六年三月末日までに卒
一次試験合格者でなければ受験するするものとし、それぞれの試験の方	(心神耗弱を原因とす	民法(明治二十九年法	年法律第二百六十一号)第	性	日までに生まれた女	ら平成十八年四月一	平成五年四月二日か	性	日までに生まれた男	ら平成十八年四月一	平成五年四月二日か	後に生まれた女性	平成二年四月二日以					

2

第二次試験

備考

論文(作文)試験は、第二次試験として評価する。

なお、その基準は、別表のとおりとする。

び及び握力の検査を行う。

行上必要な体力について、腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳

警察官A(男性)及び警察官B(男性)については、

職務遂

資格技能審查

について、一定以上の資格又は技能の有無の審査を行う。

なお、一定以上の資格又は技能を有する受験者に対しては、

語学(英語・中国語・韓国語)、情報処理、財務及び柔剣道

体格・体力検

加点を行う。

査

す法第 女一か

いの方法 するこ 六

第一次試験

試験の方法	内容
教養試験	警察官として必要な一般的な知識及び知能につき、警察官A
	(男性)及び警察官A(女性)については大学卒業の程度
	警察官B(男性)及び警察官B(女性)については高等学校卒
	業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行う。
論文 (作文)	警察官A(男性)及び警察官A(女性)については、課題
試験	ついての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力
	その他の能力について記述式による筆記試験(論文試験)を、
	警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、文章によ
	る表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式
	よる筆記試験(作文試験)を行う。

体格・体力検 査 適性検査

身体検査 口述試験 試験の方法 査を行う。 行う。 健康状態について医学的検査及びこれに付随するその他の検 素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を 人柄、 なお、その基準は、別表のとおりとする。 職務遂行上必要な体格及び体力について、検査を行う。 性向等について面接等による試験を行う。 内 容

3 受験資格等の調査

試験の期日及び場所 受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等について調査を行う。

1 第一次試験

受験申込みの状況等により、		令和五年九月十七日 (日曜日)	期
この試験場以外の千葉県内の会場を試験場とする	(東金市求名一番地)	城西国際大学千葉東金キャンパス	試 験 場

試験場は、 千葉県警察本部が指定する。

ことがある。

2 第二次試験

令和五年十月中旬から下旬までに行う。

より通知する。 なお、第二次試験の期日及び場所等の詳細については、 第一次試験合格者に書面

合格者の決定及び発表

七 1 第一次試験合格者

第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、令和五年十月二日(月

購読料

本号

部

二円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番

— 号

千

葉

県

〇四三 (二二三) 二六五八

購読申込先